

【平成27年第5回定例会 総務委員会委員長報告資料】

平成27年12月15日 総務委員長 吉沢 章子

○「議案第161号 川崎市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 臨海部国際戦略本部が局相当の組織として設置されることによる意思決定及び予算編成過程の変更について

臨海部国際戦略本部は局相当の組織となるため、意思決定等は局と同様になる。予算については、本条例の議決後に、どのように編成していくか検討する予定である。

- * 国際戦略拠点における雇用創出人数及び今後見込まれる投資金額について

国際戦略拠点においては、今年度末までで約3,400人の雇用が創出された。また、今後の投資金額は、約1,000億円が見込まれている。

- * 人材育成と人事評価を別の部署が所管する理由について

昨年度の地方公務員法の一部改正により、職員の任用は人事評価その他の能力に基づき実施することとなり、人事評価を人事管理の基礎とすることが明確に位置付けられた。現在策定中の行財政改革に関する計画でも人材育成を重要な課題と考えており、業務改善の取組を強化していく中で、人材育成を行うことと考えたため、行政改革マネジメント推進室が人材育成を所管することとした。人事部門や人材育成、採用、行革を一体として捉え、これまで以上に強化を図り、目指すべき職員像への到達を目指していくが、同一部署の所管とした場合は、取りまとめといった部分で業務量が過大になってしまうという問題があるため、所管部署を分けることとした。

- * 各区役所に設置される地域みまもり支援センターの職員配置について

地域みまもり支援センターは、総合調整機能、地域支援機能、専門的支援機能の3つの機能が発揮できる組織を目指して、既存の職員体制をベースとして検討している。

- * 地域安全業務の所管局名が「市民文化局」となることについて

現在市民・こども局が所管している地域安全業務は、市民文化局の所管となる。「市民」は安全も含めた市民生活全般を、「文化」は文化、スポーツを想定している。局名については「市民」と「文化」の間に中点を入れることも検討したが、最終的に「市民文化局」とした。

- * 総務局と総合企画局を総務企画局に統合する利点について

現在の組織では、政策形成に向けた企画及び調整業務が総務局と総合企画局に分かれて存在するため、これを一元化することで、より効率的で効果的に事業を推進できる。また、総務企画局では、広聴機能が企画機能に連携されることができるとも利点と考えている。

- * 総務局と総合企画局を統合することによる業務量の増大について

新組織では総合企画局の都市経営部が総務企画局の都市政策部となる。現在、各局でも企画・立案を担うことが多くなり、総合企画局では関係施策間や、局

間の調整を担っていることから、総務企画局においても、従来どおり各局での企画・立案能力を活かしながら連携することで、業務量が過大にならないものと考えている。

*** 総合企画局を分割することによる企画力の低下について**

現在、市の総合企画は主に総合企画局の都市経営部で所管しており、再編後は都市経営部が総務企画局の都市政策部となるため、総合企画の業務は現在と同様に行うことができると考えている。

*** 総務企画局長の危機管理事象への対応について**

危機管理事象が発生した際には、市長を本部長とする危機対策本部を組織し、総務局は総務部として、総務部門を担当する体制を取っており、来年度、総務企画局となり組織が拡大しても、同様の対応ができると考えている。

*** 組織再編後の子ども関係施策の所管局について**

組織再編後における子ども施策は、健康福祉局で所管する障がい児施策を除き、こども未来局の所管となる。

*** 障がい児施策のみを健康福祉局の所管とした理由について**

障がい児施策の所管局については、子ども施策として所管することと、障がい者施策として児者一環で所管することの2つの方法を検討した結果、児者一環で実施していくことが望ましいと整理して、健康福祉局の所管とした。

*** 観光施策所管部署の体制強化について**

本議案では、局の再編が主な内容であり、再編後の局内の組織体制や機能強化については、現在検討中であり、観光施策所管部署の体制についても現在検討している。

《意見》

* 従来、分割・統合された局の所管業務は、再編後、遂行力が低下する傾向があった。総合企画局の分割・統合により企画力の低下が懸念されるため、そのような事態が生じないよう適切に対応してほしい。

* 国際戦略拠点の整備は、本来国が行うべき事業であり、拠点整備が完了しても、拠点での研究・開発が成功するとは限らない。また、市内企業への経済波及効果についても疑問があり、創出された雇用も3,400人とどまる。国際戦略拠点の整備には多額の投資が必要であり、拠点整備の強化につながる臨海部国際戦略本部を設置する本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第162号 川崎市行政不服審査条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 行政不服審査会委員の報酬金額及び審査会の開催頻度について**

行政不服審査会委員の報酬は、日額1万9,000円とする予定である。また、本市の過去3年間の不服申立ての件数実績は、年間約40件であるが、新制度の施行に伴い増加する可能性もあると考えている。

*** 合議体の委員の指名方法について**

不服申立ての審議に際しては、件数が多いことに加え、1件につき、裁決するまで審査会を3回程度開催すること、請求の内容が多岐にわたることから、審査会委員全員が毎回出席して開催することは難しいため、3人の委員で構成される合議体が審議することとしている。合議体の委員については、年度当初に審査会委員を招集した上で、審査会委員から合議体の3人を審査会委員から選出することを考えている。

*** 審理員の選定方法について**

本条例による不服申立ての審査において、審理員は審査庁が指名することとなっているが、運用開始後は総務局内の職員から審理員を選定する予定である。また、総務局の処分が不服申立ての対象となった際には、総務局内で当該処分の所管部署以外の部署の職員から審理員を選定することを考えている。

*** 第三者機関から審査庁への答申内容及び審査庁から審査請求人への裁決内容の公表について**

第三者機関から審査庁への答申内容は、公表することが法で定められているため公表する。審査庁から審査請求人への裁決の公開は法律上は努力義務であるが、ホームページ等で公表する予定である。

*** 行政不服審査とオンブズマン制度の相違について**

本条例における行政不服審査は、第三者機関である附属機関への諮問手続等を経て裁決がされるものであり、苦情申立て機関であるオンブズマン制度とは異なるものである。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第163号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** マイナンバーカードを市職員証とすることについて**

現時点では、マイナンバーカードを市職員証とすることは予定していない。現時点において他都市で実施している事例は把握していないが、今後は他都市の状況を踏まえて検討していく。

*** 11月に発生した市内での個人番号通知誤封入事故の原因及びこれ以外の事故について**

11月に発生した誤封入事故の原因については、通知を発送した地方公共団体情報システム機構で調査中である。また、これ以外に宮前区において1件の誤配達が発生した。

*** 各区役所に返戻された個人番号通知書類の通数及び平成28年1月の制度開始までの発送完了について**

返戻された個人番号通知書類は、11月末時点で約2万6,300通である。市内では中原区、宮前区、多摩区、麻生区は初回発送が終了しており、川崎区、

幸区、高津区は今週中に初回発送が終了する予定である。

*** マイナンバーを公務員以外の者が取り扱う可能性について**

被雇用者は、勤務先に源泉徴収手続や社会保険関係の手続等のためマイナンバーを届け出る必要があり、民間事業所等では公務員以外の者もマイナンバーを取り扱うこととなる。

《意見》

* マイナンバーは、利用範囲が今後更に拡大される可能性もあることや、セキュリティにも問題があり、マイナンバーカードについては偽造の恐れもある。マイナンバー制度については党として中止を求めていることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第164号 川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第166号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第176号 川崎市基本構想について」

- 「議案第177号 川崎市基本計画について」

《一括審査の理由》

いずれも新たな総合計画に関する内容であるので、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

*** 最幸のまちの造語を使用した理由及び妥当性について**

最幸のまちの表記については、2年前から施政方針や分野別計画に使用しており、市民に一定の広がりを見せていると認識している。議会から最幸のまちという造語を使うことについて指摘があったことも踏まえて基本構想への使用について検討したが、市民の幸せを目指すという普遍的な理念を示す用語として基本構想にふさわしいと考え、使用することとしたものである。今後は、冊子等には注釈等を付けることで分かりやすく表現するとともに、市民に意味や趣旨が浸透するよう広報に努めていくことで対応していきたい。

*** 基本構想の計画期間30年間における不変性及び変更に関する考え方について**

基本構想は、現時点において今後30年間を展望したものであり、30年間不変とは考えていない。そのため将来的に、計画期間を待たずに基本構想及び基本計画を変更する可能性はあるが、変更する際には基本構想、基本計画は市政の根幹をなすものであることを踏まえて変更内容を検討していくことになる

と考える。

*** 他都市における基本計画に造語を使用した事例について**

他都市の事例としては、熊本市で「湧湧都市」という造語を基本構想に使用した事例がある。

*** 造語である最幸のまちの表記をかぎ括弧でくくることについて**

本議案の議決後、来年2月には実施計画案を策定する予定である。今後、基本構想、基本計画、実施計画の広報や、冊子等の作成に当たっては、表記を一層工夫したい。

*** 外来語や行政の専門用語を市民に分かりやすくする工夫について**

行政計画の作成に当たっては、可能な限り平易な用語を使用するよう努めているが、なじみの無い用語等には従来、巻末に注釈を付けるなどの配慮をしてきた。新たな総合計画については、巻末ではなく用語が記載されているそれぞれのページに注釈を掲載するなど、読みやすさ、分かりやすさに一層配慮して作成したい。

*** 基本構想に互助の概念を取り入れた理由及び表記の統一について**

「互助」は地域包括ケアシステムの中で創出された概念であり、個人的な関係を持つ市民同士や、団体活動等による取組を意味するものとして総合計画にも表記した。防災関係施策等については、自助、共助、公助の3つの区分が地域で浸透しているため、当面の間は、括弧をつけて表記することとした。

*** 互助の概念の導入による公助の範囲の変更について**

総合計画は行政計画であるため、行政が実施する公助が大半となっており、共助、公助は行政による支援からの観点で計画に盛り込んでいるが、互助は、今後の少子高齢化社会において重要な概念と考えて総合計画に取り入れたものであり、これによって公助の範囲を狭くすることは考えていない。基本計画でも、セーフティネットの構築等、行政が果たすべき役割については適切に記載しており、公助で行ってきたものを互助に振り替えるわけではない。

*** 基本構想の趣旨・目的において音楽と文化を分けた理由について**

当該箇所では、市民との取組により本市の魅力や活力を高めてきた経過を表記しており、魅力の象徴として「音楽」を「文化」と分けて表記した。

*** 基本計画におけるスポーツ、文化の表記の順序について**

従来の政策体系では音楽、文化、スポーツの順番で表記していたが、政策4-8については、施策の内容を体系的に示すため、文部科学省設置法等、国の考えに準拠し、スポーツ、文化の順番で表記した。また、政策4-9についてはシティプロモーションについての政策を表記したものであり、川崎の魅力を発信するという分野であるため、川崎ならではの、という部分を意識して文化、スポーツの順で表記したものである。

*** パブリックコメントの意見に基づき削除した「元気な高齢者」の文言が、基本計画の政策5-1に使用されている理由について**

「元気な高齢者」の文言については、福祉施策等の分野については削除したが、政策5-1はシニアの活用、市民参加等についての政策であるため、元気

な高齢者の文言を使用したものである。

*** 基本構想の基本政策5において、情報共有の主体を「市民と行政」とし、団体、企業を表記していない理由について**

自治基本条例においては、事業や活動を行う者も広く「市民」に含まれることから、当該箇所では「市民と行政」と表記したが、その前の箇所では、分かりやすさを重視し、「市民、団体、企業」と明記したものである。

*** 基本計画の政策4-7において鉄道等の交通手段と歩行者が並記されている理由について**

当該箇所においては、「徒歩」という表記も検討したが、車いすやベビーカーも含めるため、道路交通法上の「歩行者」という表記としたものである。

*** 本市における子育て及び労働に関する施策の推進について**

本市では市民意識実態調査において、働きやすさ、子育てのしやすさについては一定の評価を頂いているが、他都市では本市より高い評価を得ている都市もある。少子化については、子育て環境に課題があることが原因ではないかと考えており、基本計画では、子育てについては「すべての子どもが、地域で安心してすこやかに成長できるしくみづくりを進めます」、雇用問題については、「市内雇用の維持・拡大」と取組の方向性を示しており、今後はこれらの方向性に沿って施策を推進していきたい。

*** 基本計画に非正規雇用の問題を掲げることについて**

基本計画においては、雇用、子育て、環境等、各分野の施策をバランス良く推進していくことが必要と考えている。雇用については総体的な支援が必要であり、所管局で就労等の若者支援を実施していることから、それらの取組の中で非正規雇用労働者への支援も実施していく。

*** 市民から市民へのメッセージを実施計画素案の冊子に含めた理由について**

市民から市民へのメッセージについては、別冊にするべきという意見も頂いていたが、市民に実施計画に対して、親しみや関心を持ってもらえるように、学識経験者の意見も踏まえて冊子に含めることとしたものである。

*** 基本計画の政策1-1における「地域のリーダー」の具体的内容について**

今後、地域活動を推進していくに当たっては、市職員が地域に出向くことと併せて、市民の中で地域活動の主導的役割を担う方が必要と考えていることから、「地域のリーダー」という文言とした。

*** 成果指標の設定方法及び目標値の妥当性について**

成果指標は、総合企画局と事業所管局が協議し、適切な指標を設定している。また、目標値については、様々な工夫やチャレンジをすることで達成可能な値を設定しており、通常どおり業務を遂行して達成できる値ではないと考えている。

*** 成果指標の精度及び熟度の向上に対する取組について**

成果指標については、来年2月の実施計画案策定に向けてさらに精査し、より一層総合計画にふさわしい指標となるよう検討していきたい。

*** 基本計画の政策4-7における「総合的な交通体系の構築」の手段に地域交通を**

記載しなかった理由について

政策４－７においては、地域交通については「地域交通環境の整備」という文言に含まれているため、その後の表記には記載していない。

* 基本計画の政策４－９における「海外にも通用する抜群の都市ブランド」の具体的な内容について

新たな総合計画を策定する過程で、「抜群のブランド」を打ち出していく必要があるという意見を多数いただいた。本市には産業・環境、音楽等様々な資源があり、今後シティプロモーションの取組等を通じて「抜群の都市ブランド」を形成していきたいと考え、基本計画にこの文言を記載した。

* 基本計画の政策５－２における「平等と多様性」の尊重に向けた取組と、多文化共生など従来の同分野の取組との相違点について

当該分野の取組は、従来の人権・共生施策を踏まえた上で、実施していくものと考えている。また、多文化共生という文言自体は、基本計画には記載していないが、本分野における普遍的な概念として今後も使用していくものと考えている。

* 基本計画の政策５－１における地方分権改革の内容について

地方分権改革については、国から地方への権限移譲など、従来実施してきた取組を一層進めていく必要があるため、基本計画に記載した。

* 基本政策５－１における「コミュニティづくり」の具体的な取組について

シニア活用や、地域活動の体制作りについては所管局で取り組んでいる。また、基本計画の中で、「地域のリーダーや若者も含めた幅広い世代」と、若者の参加を意識した表記としており、実施計画等ではこれらの表記につながる取組を実施していきたい。

* 超高齢社会の定義及び本市における到来時期について

超高齢社会は、６５歳以上の人口比率が２１％を超えた状態とされており、本市においては平成３２年に到来すると推計されている。

* 行財政改革に関する計画におけるサービス提供者である「真に必要とする方」の意味について

「真に必要とする方」については、何らかの公的サービスを必要とする方のことである。例えば高齢者外出支援乗車事業のように、サービス対象者を見直して、事業の目的に合致する実施方法に限定したものなどが考えられる。

* 新たな総合計画の作成過程における議論の経過について

新たな総合計画の作成過程においては、様々な意見があり、特に成長、成熟、都市基盤については多くの意見があり、それらの意見を踏まえて作成した。また、行財政改革、財政運営についても懸念の声があったことを踏まえ、かわさき１０年戦略の戦略７に行政改革、財政運営についても一定の指標を盛り込むこととしている。

* 行政が責任を持って実施する施策の範囲の明示について

新たな総合計画作成に係る経過の中で、防災については、災害時に行政が実施する範囲を示してほしいとの意見があった。そのため、所管局には意見を伝

えた上で、該当する事業の実施内容を調整している。また、地域包括ケアシステムについては、今後制度が開始され、制度の骨格が構築されることから施策の内容についても順次熟度を高めていきたい。

《意見》

- * 本市の財政状況は引き続き厳しい状態が続くことから、市の施策については選択、集中を意識して進めてほしい。
- * 総合計画には、現時点においても文言の表記についての課題や、問題のある成果指標が存在していると考えている。来年2月の策定までに、熟度を高めてほしい。
- * 地域活動の現場では、高齢化や参加者の減少など、様々な問題が発生している。地域活動がこれからも持続していくよう、基本計画に掲げた「コミュニティづくり」について、具体的な取組を進めてほしい。
- * 自治体の果たす最大の役割は、住民福祉の増進である。基本構想、基本計画には、耳障りの良い言葉が並んでいるが、実際は様々な市民サービスの削減及び負担増が今後行われる。また、真に必要とする方へサービスを届けるとしているが、「真に」というと、必要な人がサービスを受けられない恐れがあり、このような考え方により、住民福祉の増進について基本構想、基本計画に明示されていないと考えられる。以上のことから、議案2件には賛成できない。

《議案第176号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第177号の審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第178号 当せん金付証票発売の限度額について」

《主な質疑・答弁等》

* 本市における宝くじ販売の収入金額及び主な充当先について

本市における宝くじ販売による収入金額は、平成26年度決算で約34億円であり、小児医療費助成事業に約7億円、妊産婦健康診査事業に約3億円、芸術文化振興事業に約1億円などが主な充当先である。

* 発売限度額と本市の収入金額の関係について

平成26年度は、宝くじの発売限度額を130億円に設定したが、発売金額が約90億円、売上金額が約82億円となり、そのうちの約34億円が本市の収入となった。

* 市内での過去の販売実績額及び売捌手数料について

過去5年間における市内の販売実績は、平成22年度が約92億円、平成23年度が約93億円、平成24年度が約81億円、平成25年度が約85億円、平成26年度が約82億円である。また売捌手数料は、売場の確保等に要する経費として、売捌を担う金融機関に支払うものである。

* 販売実績額の低下傾向に対する対策及び市民への宝くじ販売の広報について

宝くじ販売による収入金額の低下は、相模原市が政令指定都市となり、販売団体に加わったことが影響しているが、全国的にも売上金額は低下傾向にある。

しかし、年末ジャンボ宝くじで一等前後賞合わせて10億円という金額の高い宝くじも発売されているため、販売金額が増加する可能性があると考えている。また、市政だよりやアゼリアビジョン等の媒体を利用し、市内での宝くじ購入について広報していく予定である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第180号 古川小学校校舎増築工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

* 本件請負契約に係る入札の予定価格及び落札率について

本件請負契約に係る一般競争入札の予定価格は約6億2,148万円である。契約予定金額が6億1,560万円であり、落札率は99.05%である。

* 古川小学校の児童数及び今後増築が必要な学校について

古川小学校の児童数は現在798人である。また、井田小学校、塚越中学校、東住吉小学校、東小倉小学校、宮崎中学校については、今後増築が必要と考えている。

* 古川小学校及び今後増築が必要な学校の築年数について

古川小学校は、一番古い校舎で昭和33年築である。今後増築が必要な学校については、築年数は各学校で異なるが、10年以上は経過している。

* 古川小学校増築における環境配慮について

今回の増築により、屋上にプールを移設するため、屋上緑化を施すことは困難であるが、設備面においては、ペアガラス、LED照明の設置や、断熱構造の建物にするなど環境に配慮した。

《意見》

市内の小中学校については、新築校は少なく、大多数は増築、改築により対応すると考えられるため、今後の小中学校の増築、改築に当たっては、環境に配慮した設計としてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第184号 (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の締結について」

○「議案第185号 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の締結について」

《一括審査の理由》

いずれも学校給食センターの整備に関する内容であるため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 川崎高校附属中学校だけコンテナサイズが異なる理由について

各中学校では基本的に1階に配膳室を設置するが、川崎高校附属中学校においては1階に設置できないことから3階のスペースを活用して配膳室を設置す

ることとした。各学校の配膳室までの給食運搬はPFI業務の内容であることから、エレベーターを使用して3階の配膳室に運搬できるよう、当該校に限りコンテナサイズを調整することとした。

*** 市内全中学校でエレベーターが使用できるようコンテナサイズを変更することについて**

全中学校でエレベーターが使用できるようにコンテナサイズを変更した場合、配送車の台数の変更等が必要であり、大きな計画変更となることから、困難と考えている。

*** 各学校における配膳時間について**

給食開始後の時程については、各学校において実情に応じて検討している。現在作成中の中学校給食の手引にも、給食に関する目安時間を記載する予定であり、喫食から昼休みまでの時間を合計55分、そのうち配膳時間として15分程度を想定している。今後、東橘中学校での給食試行実施の中で、検証していく予定である。

*** SPCに対するモニタリングについて**

モニタリングは、設計、工事、事業開始後それぞれの段階で実施する。現在、南部学校給食センターは設計段階であり、建築関係部署とも連携してモニタリングを行っている。

*** 各学校給食センターの大規模修繕費用の概算額の算出時期について**

各学校給食センターについては、設計が完了した時点から長期修繕計画の検討を開始し、建物が完成した後の開業準備期間中に長期修繕計画を策定し、その後、長期修繕計画に基づいて大規模修繕費用の概算額を算出することができると考えている。そのため、南部学校給食センターについては開業準備期間である平成29年6月頃、中部、北部学校給食センターについては平成29年9月頃に大規模修繕費用の概算額が算出できる予定である。

*** 各学校給食センターで可能な調理内容について**

各学校給食センターの調理設備では、煮る、炒める、焼く、蒸す、揚げるといった調理や、一度火を通した食材を冷却器で冷やすといった調理が可能である。ただし、食材をこねる必要があるハンバーグ等は、各センターの調理設備で調理することが困難であるため、小学校給食同様、特注品を使用する予定である。

*** 保護者を対象とした給食関係のイベントについて**

保護者を対象としたイベントとして、各学校での試食会や、PTA連絡協議会の研修会や講演会等を通じた啓発を検討している。

*** 川崎市食育推進計画における中学校給食の位置付けについて**

第3期川崎市食育推進計画の基本方針において、給食についての取組を掲げているが、この計画には中学校給食は反映されていない。新たな計画にどのように反映していくかについては、関係局とともに今後検討していく。

*** 中学校給食開始に伴う「学校における食に関する指導プラン中学校編」の改定について**

現行のプランは、中学校給食実施が決定する以前に作成したものであるため、改定が必要と考えている。現在、中学校給食の手引を作成しており、来年度の秋の完成を予定していることから、手引の完成までには同プランの改定も実施したいと考えている。

*** 企業連携献立について**

企業連携献立については、市内には食に関する様々なノウハウを持つ企業が存在するため、中学生が興味を持ち、保護者が安心できるような内容で連携が図られるよう、検討していきたい。

*** 給食試行実施に伴う東橘中学校の保護者への情報提供について**

来年1月から給食を試行実施する東橘中学校においては、お知らせや家庭配布献立表により周知を図っていく。1月の家庭配布献立表は、今月18日までに学校に届くよう現在準備を進めている。

*** 中学校給食による残さの対策について**

要求水準書における残さ率については、他都市との比較は行っていないが、本市の小学校を参考に6%と設定した。3センターとも、残さの処理は市が実施するため、リサイクルを基本として今後関係局と調整していきたい。

*** 各学校での食育の実施方法について**

食育については、学習指導要領にも示されており、要領に基づき各学校で取り組んでいる。給食開始後も、各学校が主体となった取組を継続していく予定である。

*** 学校給食センターの見学に関する対応について**

中部学校給食センターでは、センター内をカメラで見ることができる研修室があり、見学の対応が可能である。北部学校給食センターは見学の対応はできないが、マイコンシティセンターの会議室を借りて試食会等を実施することは可能である。なお、北部給食センターについては、施設紹介のDVDを作成する予定である。

*** 小学校給食の共通仕様書の内容と異物混入事例の因果関係について**

小学校給食は、平成16年度に給食調理業務を委託化した際に、市直営事業であった従来の業務内容を基に仕様書を作成した。異物混入事例により、仕様書の変更を行ったということは認識していない。

*** 給食への異物混入が発生した場合の対応について**

給食で異物混入が発生した場合は、まず発生場所を特定し、発生した場所が学校であれば校内で再発しないよう指導するとともに、配膳員にも周知し、指導を行う。また、センター内や運搬中の混入についても同様に調査し、必要に応じて対策を実施する。

*** 給食で食中毒が発生した場合の対応について**

食中毒が発生した場合は、欠席の生徒が多い学校がないか確認するとともに、各学校給食センターにある保存食を調査し、保健所と連携して原因を特定する。

*** 中学校給食における地産地消、地元雇用及び米飯献立について**

中学校給食における地産地消については、市内産食材だけで必要な食材を確

保することは困難であるため、県内産食材まで拡大して実施する。地元雇用については、事業者から各学校給食センターの従業員等について地元雇用に努めるという提案があったため、実施状況を注視する。献立は、中学生は成長期であることから米飯を中心とし、月1回程度はパン等となる予定である。

*** 中部学校給食センター付近における車両の走行について**

中部学校給食センターは、周辺道路の見通しが悪く、学校が近隣にあるため、登校時には工事車両、配送車両ともに走行しないとの提案を事業者から受けている。中部給食センターの配送車のセンター周辺の走行ルートについては、現時点では確定していない。また、配送車は18台で、給食を積載して学校へ出発するのが午前11時頃、食缶の回収に出発するのが午後1時頃と想定している。

*** 中部給食センター建設予定地周辺住民への説明について**

中部学校給食センターは建築基準法第48条ただし書の規定により、許可が必要な建築物である。現在、対象範囲の住民に対して戸別に訪問して説明しており、後日同法に基づく意見聴取会の開催を予定している。また、関係する町内会等にも説明をしており、今後の説明の在り方についても町内会等の意見を伺いながら検討する。

*** 給食配送及び回収業務に関する審査委員会の評価方法及び評価の責任者について**

審査講評の評価ポイントについては、事業者からの提案を基に、所管部署で作成した評価案を審査委員会で確認したものである。評価ポイント案を作成したのは教育委員会の所管部署であり、評価及び得点は審査委員会委員長が取りまとめたものである。

*** 各学校との配膳室等に係る調整について**

各学校との配膳室等に係る調整に当たっては、各学校を何度も訪問し、校長、教頭と協議するとともに、中学校長会などの機会を捉えて、度々説明してきた。今後も十分に協議、説明を行っていききたい。

*** 3センターの相互バックアップ体制の構築について**

事業開始後は、市内の3センターで連携協議会を設置し、情報共有等を図っていく予定であるが、本協議会でバックアップ体制の構築まで実施することは困難と考えているが、今後の課題として検討していききたい。

*** 中学校給食費を一般会計とは別会計とすること及び他都市の事例について**

中学校給食費については、他都市では中学校給食費を一般会計とは別の会計としている事例もあるが、一般会計の中に中学校給食事業費の項目を設けることで、一般会計の中でも事業の実施状況を示すことができると考えている。

*** 事業者からの財務諸表の提出について**

事業開始後は、事業者が毎年度事業終了後に財務書類を提出することとなっている。提出する書類の詳細は、今後事業者とモニタリングの在り方を協議する中で確認していききたい。

《意見》

*** 中学校給食の開始までまだ十分に検討する時間があるため、残さ対策については、**

国の補助金を活用できるメニューなども検討してほしい。

- * 各学校での食育の実施に当たっては、実施方法や内容について教育現場の意見を尊重してほしい。
- * 給食への異物混入については、小学校給食で調理業務委託仕様書を作成した当時を知る関係者から、本市でも発生したことがあると聞いている。こういった情報については、組織内で適切に引き継いでほしい。
- * 中部学校給食センターの建設に当たっては、周辺住民から心配の声が多く出ている。現時点で未定の事項も多いため、検討が進められた際には、決定前の案段階から周辺住民に情報を提供し、意見を聞いてほしい。
- * 長期修繕計画は、設計終了後に作成するとのことであるが、大規模修繕に要する費用については、確定前でも概算額が算出できた段階で可能な限り早く示してほしい。

《議案第184号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第185号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第186号 川崎市国際交流センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 国際交流センター活用推進委員会が平成26年度に開催されていない理由について

国際交流センター活用推進委員会は、現在の指定管理者である国際交流協会、東急コミュニティー及び外部委員で構成されているが、平成26年度は、当時の国際交流協会会長が亡くなったこともあり、開催していない。今年度は現時点までは開催していないが、年度内には開催する予定であり、平成28年度以降についても、開催する予定である。

- * 指定管理予定者を選定した理由について

指定管理予定者の選定に当たっては、市民の平等な利用の確保、施設機能を活用した事業展開、施設の効率的な運営、施設の安定管理の4つの基準で公正に選定した。指定管理予定者は、現在も本施設の指定管理者であり、現在の指定管理業務に加えて新たな提案も実施していく予定であり、予定者としてふさわしいと考えている。

- * 過去5年間の国際交流協会の収支状況について

国際交流協会の経常収益は、平成22年度が約2億4,748万円、平成23年度が約1億2,954万円、平成24年度が約1億2,637万円、平成25年度が約1億2,299万円、平成26年度が約1億2,476万円である。

- * 平成22年度から23年度にかけて、国際交流協会の経常収益が大幅に減少した理由について

平成22年度は、構成員分も含めた指定管理料全額を国際交流協会の収支に

計上したが、平成23年度は指定管理料のうち、東急コミュニティーとの分担による国際交流協会分の指定管理料だけを計上したため、経常収益が減少したものである。

*** 指定管理者の共同事業体構成員の間の収益分担について**

共同事業体の収益分担は、構成員間で決めるものである。

*** 国際交流センター内のホテル及びレストランの稼働率について**

国際交流センター内のホテルの稼働率は、おおむね70%～80%である。
レストランの稼働率は把握していない。

*** 国際交流センターの大規模修繕について**

センターは現在建築から21年が経過している。建物については、築30年前後から修繕が必要になることが多いため、平成21年度に実施した劣化診断調査を踏まえ、施設の長寿命化に向けた対応を行っていく必要があるが、現時点で躯体部分には大きな問題はない。また、全館の空調工事、高圧受変電等設備工事、換気設備更新工事、ファンコイルユニット更新工事を今後5年の間に実施する必要があり、約1億2,000万円の経費を見込んでいる。

*** 各区役所に国際交流センターの支部を設置することについて**

現在、国際交流センターの事業として、川崎区役所、麻生区役所で外国人相談窓口事業を実施している。今後は当該事業へのニーズを見極めた上で方向性を検討したい。

*** 外国人の国際交流センター利用実績について**

外国人に限定した利用者数の把握は困難であるが、国籍を問わないセンターの全利用者数は年間約23万人である。

*** 東京オリンピック・パラリンピックに向けて指定管理予定者が実施する事業について**

東京オリンピック・パラリンピックに向けて、指定管理予定者は、国際交流協会に登録している通訳ボランティアが、来日した外国人に観光スポット案内等ができるようボランティアの養成を行っていく予定である。

*** 今後の国際交流センターの役割及び国際交流施策の展開について**

国際交流センターは、持っている機能を最大限に発揮し、拠点として活用していくことが必要と考えている。また、国際交流施策では、ソフト面も重要であり、市内在住の外国人が住み続けられるための施策や、オリンピック等を見据えた観光客への対応等を戦略的に実施する必要があると考えている。

《意見》

* 本議案により、新たに指定管理が更新されると、今後設備投資も増大する。国際交流センターを建設した当時は、人権問題や外国人施策問題がクローズアップされた時期であったが、建設からかなりの年月が経過している。今後オリンピック・パラリンピックの開催も予定されているが、国際交流センターが無い状態での国際交流施策も含めて、客観的に判断する時期に来ているものと考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第208号 平成27年度川崎市一般会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第10号 所得税法第56条廃止の意見書を国にあげることに係る請願」

《請願の要旨》

所得税法第56条を廃止し、家族従業者の「働き分」（自家労賃）を社会的に公正に評価することを願い、国に所得税法第56条廃止の意見書の提出を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

我が国の所得税は、納税者自らが、税法に従って所得金額と税額を正しく計算して申告する申告納税制度を採用している。所得税法第56条は、居住者と生計を一にする配偶者、その他の親族が、居住者の経営する事業から対価の支払いを受けている場合、これを事業所得等の金額の必要経費に算入しないとしており、この対価は支払いを行った居住者の所得に含めることと規定している。

第56条の例外規定については第57条に定められており、第1項に一定の帳簿等を備え、記帳を行うことによって事業と家計との分離を明確にすることができることを条件としている青色申告者に限り、その事業者の事業に専従する家族に支払った給与は必要経費に算入することが認められている。

第3項には、青色申告者ではない、いわゆる白色申告者の場合は、その生計を一にする配偶者、その他の親族で、白色申告者の経営する事業に専ら従事する者がある場合に、その事業専従者が配偶者の場合は86万円、配偶者以外の場合は50万円を限度として、その白色申告者の所得の計算上必要経費とみなすことと規定されている。これは、労働日数等一定の外形的な基準の下に専従者を認定し、概算的に一定金額を必要経費とみなすこととしているものである。したがって、青色申告とは異なり、事業専従者に支払う給与の金額の実額を必要経費として認めるものではない。

平成26年から全ての個人事業者に記帳義務が課せられたが、白色申告の記帳水準は簡易なものであり、青色申告については納税者の正確な記帳慣行の醸成を奨励する観点から、事業専従者給与の必要経費への算入が認められている。

このように、現行の所得税法においては、事業と家計の分離が明確である青色申告を選択すれば、家族従業者に対して支払われる給与を必要経費に算入できることから、所得税法第56条の規定は不合理なものではないとされている。

国においては、平成23年度税制改正において、白色申告者の記帳水準が向上した場合には、現在、白色申告者に認められている一定のみなし額に基づく専従者控除について、どのような見直しが可能かなどを、今後検討することとされている。

《主な質疑・答弁等》

*** 市内における青色申告、白色申告のそれぞれの申告者数について**

市内における平成24年度の申告者数は、白色申告が約3万2,000人、青色申告が約6万4,000人であり、割合では青色申告の申告者が約7割を

占めている。

*** 約 3 万 2, 0 0 0 人が白色申告を選択した理由について**

青色申告をするには、一定の帳簿を備えて記帳を行う必要があることから、青色申告と比較すると記帳義務が簡易な白色申告を選択したと考えている。

*** 所得税法第 5 6 条の見直しに関する国の動向について**

国においては、平成 2 3 年度の税制改正大綱の中で、白色申告者の記帳義務化に伴い、必要経費を概算で控除する租税特別措置の考え方を検討すること、適正な記帳を行わない者の必要経費についての考え方を検討すること、白色申告者の記帳水準が向上した場合には、現在白色申告者に認められている専従者控除について実施可能な見直しについて検討することの 3 点を盛り込んだ。また、平成 2 7 年 9 月末で閉会した第 1 8 9 回通常国会に所得税法第 5 6 条の廃止を求める請願が提出されており、審査未了となっている。

*** 税控除を通じて小規模事業者を支援する必要性について**

小規模事業者は事業者の多くの割合を占めており、地域の活力になっていることは認識しているが、課税については現行制度に基づき適正に行うべきと考えている。

*** 青色申告における承認の取消しについて**

青色申告における承認の取消しは、税務署長が認めない場合に行われるものであり、何らかの理由で記帳が正確にできていなかった場合などに実施される。

*** 所得税法第 5 6 条の規定が、女性が輝く社会を目指す時代に逆行することについて**

白色申告における事業専従者の多くが女性であり、給与の金額を必要経費として認められていないのが現状である。しかし、課税を行う観点からは、制度が存在する以上、それに基づいて正確に行う必要があると考えている。

《意見》

- ・小規模事業者を取り巻く環境は厳しく、中小企業の活性化に関する条例を今後制定予定の本市としては、小規模事業者を支援していく必要があり、所得税法第 5 6 条は廃止するべきである。

《取扱い》

- ・所得税については申告納税制度を採っていること、青色申告も制度として定着していることから、本請願は不採択とすべきである。
- ・所得があれば課税するのは当然のことであり、透明性の確保が重要である。申告に当たっては、申告者が白色申告、又は青色申告の選択が可能で、かつ義務違反に対する罰則等がないことから、透明性確保のため現行制度には妥当性があると考えているため、本請願は不採択とすべきである。
- ・所得税法第 5 6 条の規定は、女性に差別的税制の下で働くことを強いるものであり、女性が輝く社会の実現を阻害するものと考えているため、所得税法第 5 6 条の廃止に関する意見書を国宛てに提出することとし、本請願を採択すべきである。

《審査結果》

賛成少数不採択